

専修大学体育会陸上競技部 走友会規約

第1章 総 則

第1条 本会は専修大学走友会と称し、事務所を置く。

第2条 本会は原則として専修大学に学び且つ専修大学体育会陸上競技部に籍を置いた（以下会員という）者をもって組織する。

第3条 本会は会員相互の親睦を図るとともに、母校陸上競技部が躍進するため寄与することを目的とする。

第2章 役 員

第4条 本会は次の役員を置き任期を2年とする。この任期は再任を妨げない。但し、名誉会長、顧問は任期を定めない。

- (1) 会長
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 会計監査
- (5) 名誉会長
- (6) 顧問 若干名

第5条

- (1) 会長、および副会長は総会において選出する。
会長は本会を統括代表し、副会長は会長を補佐するものとし、会長に支障が生じた場合は、副会長のなかから会長代理を置くことができる。
- (2) 名誉会長は総会の推薦で置くことができる。
- (3) 顧問は、役員会で選任する。
顧問は、本会の諮問機関としての任を負う。
- (4) 幹事は会長が選任する。
幹事は互選により幹事長、会計担当を選ぶ。
- (5) 専門委員は必要に応じて設置するものとし、専門委員は役員会において選出する専門委員は互選により委員長を選出する。

第3章 会 議

第6条

- (1) 総会は原則として年一回開催する。
必要のあるときは臨時総会を開催することができる。
- (2) 総会は会長が招集し議長となる。総会は年度の活動報告・会計報告・監査報告を審議し、議事は参加者の過半数を持って決する。
- (3) 役員会は幹事長が招集する。

第4章 会 計

第7条 本会の会計は以下のものとする。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) その他

第8条 会費は年間3000円とする。

第9条 会員から臨時に費用を懇願することができる。

第10条 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第5章 退 会

第11条 会員に著しく不都合な行為があった場合は、総会の議をもって退会を勧告することがある。

第6章 慶弔金

第12条 会員に関わる慶弔金支出の必要が生じた場合は、会長が執行し、事後総会に報告するものとする。

第7章 その他

第13条 本規約に定めるもののほか本会運営上必要な事項は、役員会において決議する。

第8章 改 訂

第14条 本規約は総会において改訂することができる。

追記

走友会設立昭和40年1月1日

この規約は昭和40年1月1日より効力を生ずる。